

市民課窓口等への広告付窓口用封筒の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民課等の窓口において使用する広告付き窓口用封筒（以下「封筒」という。）の無償提供の受入及び当該封筒の設置について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 市長は、封筒の提供者（以下「提供者」という。）に対し久留米市広告事業実施要綱（平成19年11月1日19財第200号。以下「実施要綱」という。）第3条及び第4条並びに久留米市広告事業掲載基準（平成19年11月1日19財第201号）第4条及び第5条の規定を封筒に掲載することができる広告の基準として示すものとする。

(募集及び申込み)

第3条 提供者の募集は、公募により行う。

2 前項の規定による公募は、久留米市公式ホームページその他市長が必要と判断した方法により行うものとする。

3 封筒を提供しようとする者（以下「申込者」という。）は、久留米市広告付窓口用封筒無償提供申込書（第1号様式）及び役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）により、市長が指定する期日までに市長に申し込むものとする。

(提供者の選定)

第4条 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、次の各号に掲げる要件を満たすときは当該申込者を提供者として審査し選定する。

- (1) 広告に関する企画、宣伝、製作等の業務を行っている業者であること。
- (2) 封筒を製作し無償提供することについて、官民又は市内外を問わず誠実に履行した実績があること。
- (3) 福岡県内に、本社、支社、営業所のいずれか1つ以上があること。
- (4) 申込者の所在地が久留米市内の場合は県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料、久留米市以外の場合は県税を完納していること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。提供者が法人の場合にあつては、法人の役員が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) その他法令等を遵守すること。

2 前項の規定により申込者を審査した場合は、その結果を久留米市広告付窓口用封筒無償提供受理（不受理）決定通知書（第3号様式）により通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、複数の申込者が要件を満たすときは、抽選により提供者として選定するものとする。

(協定書の締結等)

第5条 前条の規定により提供者を選定した場合は、市長は、選定した提供者と封筒の製作及び無償提供に関する協定を締結するものとする。

2 協定締結後に、提供者は広告掲載を希望する者から誓約書(第4号様式)を徴取し、市長へ提出するものとする。

3 封筒の使用期間は、1年間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用期間を伸縮することができる。

(広告内容の変更)

第6条 市長は、広告の内容又は広告主が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又は第2条の規定により提供者に対して示した基準に違反しているときは、提供者に対し、広告の内容の変更を求めるものとする。

(経費の負担)

第7条 封筒は、提供者の負担によって製作し、提供するものとする。

(協定の解除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定により締結した協定を解除することができる。

(1) 協定書締結後に生じたやむを得ない事情により、封筒の受領に支障が生じた場合

(2) 提供者が封筒を定められた期日までに納入しなかった場合

(3) 提供者が法令等に違反する等封筒の提供者として市長が不相当と認める場合

(4) 提供者が実施要綱第10条第3項の規定による指示又は条件に従わない場合

2 提供者は、前項の規定により協定が解除された場合であって、封筒の提供を既に行っているときは、速やかに封筒を回収しなければならない。

(封筒の使用中止)

第9条 市長は、業務上支障があるときその他特に必要があると認めるときは、封筒の使用を中止することができる。この場合において、市長は、費用の負担その他の補償は行わないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。

久留米市広告付窓口用封筒無償提供申込書

年 月 日

久留米市長 様

年度久留米市広告付窓口用封筒提供者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、次のとおり広告付窓口用封筒の無償提供を申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、募集要項を遵守すること、税の滞納がないことを誓約します。

1 申込者

所在地	〒		
	電話		FAX
商号又は名称			
代表者氏名	  実印		
担当者氏名			電話
	E-Mail		

2 添付書類

- (1) 会社概要等（パンフレット等）
- (2) 広告付窓口用封筒の見本（5部ずつ）
- (3) 法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は身分証明書
- (4) 納税（滞納なし）証明書
- (5) 広告付窓口用封筒の無償提供に関する提案書

役員等調書及び照会承諾書

年 月 日

（あて先）
久留米市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

□



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあっては、登記事項証明書に搭載されている役員（代表者を含む。）の方全員について、記載してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報は、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米市条例第1号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

年 月 日

久留米市広告付窓口用封筒無償提供受理(不受理)決定通知書

様

久留米市長

印

年 月 日付でお申し込みいただきました久留米市への広告付
窓口用封筒の無償提供について、受理(不受理)することと決定しましたので通
知します。

年 月 日

誓 約 書

久留米市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

「久留米市広告付窓口用封筒」に広告を掲載するにあたり、久留米市広告事業実施要綱に定める広告掲載の原則及び広告掲載の範囲を遵守すること、久留米市広告事業掲載基準の規制業種（事業者）に該当しないことを誓います。